

◆◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (08/4月号) (第43号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.fiki.ne.jp
下関市長府金屋町4-21 電話245-5034 ホームページ <http://www.6064.jp>

パートタイマーの国民年金、給与から天引きへ

4月17日付けの朝日新聞1面に、『国民年金でも天引き、未納対策パート対象』という記事が大きく取り上げられていました。背景には、国民年金保険料の納付率の低下傾向に歯止めがかからないことに加え、2009年度の基礎年金の国庫負担率を1/2に引き上げるため、2.3兆円の財源が必要で、負担率引き上げの理解を得るには未納問題の改善が不可欠との判断もあるようです。

【国民年金、給与天引きの仕組み】

対象者	厚生年金の適用除外となっている非正規労働者 (週所定労働時間が概ね30時間未満の者)
徴収代行責任者	企業(企業が国税庁の代わりに所得税を源泉徴収するのと同様の仕組み)
低所得者への対応	社保庁が市町村から所得情報を得て、免除対象者を抽出し、職権で免除手続きを行う
実施時期	2009年度中の実施予定
影響	企業の負担事務が増える

出向社員の保険関係

在籍出向の場合は、出向社員は出向元、出向先の両方と雇用関係を持つこととなりますので、下記のように、保険の種類によって扱いが異なります。

保険の種類	取扱いの内容
労災保険	一般的に出向社員は出向先の事業の組織に組み入れられ、他の社員と同様の立場で指揮命令を受けて業務に従事するというケースが殆どで、この場合は、出向先の保険関係によって取り扱われます。
雇用保険	生計を維持するために必要な主たる賃金を受けているほうで被保険者となります。出向元、出向先の両方が賃金を負担していて、どちらが主かを判断しづらい場合には、社員が選択するどちらか一方で、資格取得が認められます。
健康保険・厚生年金	(1) 出向元が全額支払う場合 出向元の被保険者資格がそのまま継続されます。 (2) 分担して支払う場合 出向社員が「2以上の事業所勤務届」を社会保険事務所に提出し、どちらか一方を選択し、選ばれた方の事業所の保険によって適用されます。

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせていただきますので、何卒ご容赦下さい。

FAX番号 245-7166 不要 貴社名 _____